

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

航空貨物輸送網強化事業委託業務

（2）業務の目的

航空貨物輸送網の強化による航空ネットワークの維持・拡充や、物流の「2024年問題」、道内を取り巻く物流課題を踏まえた新たな輸送のあり方について検討するため、小型機を活用した航空貨物輸送の実証事業を行う。

（3）業務の内容

道内地方空港を発着する小型機（コンテナを積載できない機材）のベリー（床下スペース）などを活用して、以下のとおり実証事業を実施する。

ア 事業実施に係る要件の検討・選定等

（ア） 輸送商品の検討・選定

本事業において航空貨物輸送を行う商品について選定を行う。輸送商品については、道内で生産される農畜水産品や加工品等とし、付加価値の高い商品や他の輸送手段と比較し航空貨物輸送の優位性が確立されていない商品について検討し、選定を行う。

（イ） 積載空港、輸送機材、仕向地、輸送方法の検討

上記（ア）で選定された商品について、積載空港や輸送機材、ルート、仕向地を選定し、これに適した輸送方法（梱包や保冷の方法等）について検討する。

（ウ） 航空機とトラック輸送の比較・検証

上記（ア）及び（イ）の要件で商品を輸送する場合とトラック陸送の場合について、商品の出荷から仕向地への納品までのリードタイムやコスト、オペレーション等について比較を行い、事業効果の高い要件を選定する。

イ 実証輸送の実施

上記アで選定された要件により、以下のとおり実証輸送を実施する。

（ア） 道内地方空港から道外空港の輸送

以下の i か ii の一方、または双方を内容とする輸送とする。

i 道内地方空港から、丘珠空港や新千歳空港に小型機により輸送後、丘珠空港や新千歳空港から道外空港に輸送する。なお、丘珠空港から新千歳空港の間はトラック等による輸送は可。

ii 道内地方空港から、羽田空港等の道外空港に小型機により輸送する。

（イ） 品質の検証等

仕向地に到着した輸送商品について、貨物の状況を確認し、バイヤー等により商品の品質の検証を実施する。

ウ 実証輸送の検証、成果報告会の開催

・上記イの実証輸送に関して、課題の洗い出しと解決に資する方法等について検証を行う。

・生産者・荷主（サプライヤー）、物流事業者等の関係者を対象としたセミナーを開催する。物流の「2024年問題」や道内を取り巻く物流課題を踏まえた新たな輸送のあり方（航空貨物輸送）の利活用について訴求する。

エ 報告書の作成

上記アからウまでの実施結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和7年（2025年）1月24日（金）まで

(5) 納入場所（履行場所）

北海道総合政策部航空港湾局航空課

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部航空港湾局航空課（担当：佐藤）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁4階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-880）

011-204-5957（直通）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和6年(2024年)4月15日(月)15:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8:45から17:00まで。

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を文書で通知する。

5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和6年(2024年)4月1日(月)から4月15日(月)まで

なお、3における交付時間は、8:45から17:30まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 交付場所

3に同じ

(3) 交付方法

3で交付する。なお、北海道のホームページでダウンロードすることができる。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/184715.html>

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和6年(2024年)5月7日(火)15:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8:45から17:30まで

ウ 提出部数

8部

エ 提出場所

3に同じ

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途道の財務会計関係法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。